

# 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

合同会社エコノモラル  
介護あんしん相談室サンパチ

当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための本指針を定める。

## 1 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的な考え方

居宅介護支援事業において、感染症の予防及びまん延の防止の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者・家族及び従業員の安全を確保するための対策を実施する。

## 2 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- ア 事業所内感染対策の立案
- イ 指針・マニュアル等の整備・更新
- ウ 利用者及び従業者の健康状態の把握
- エ 感染症発生時の措置（対応・報告）

## 3 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

### （1）新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

### （2）定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。

### （3）訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

## 4 平常時の対策

平常時における適切な対策の実施は、感染リスクの低減と健康な職場環境の維持に重要な役割を果たす。「介護現場における感染対策の手引き」に沿って、以下の項目に、日常の業務において重点的に取り組む。

### （1）事業所内の衛生管理

事業所内の衛生管理は、感染症の予防における基本である。これには、定期的な清掃、消毒、換気などが含まれる。特に多くの人に触れるドアノブ、手すり、スイッチなどは、消毒用エタノールなどを使用して頻繁に消毒することが望ましい。

また、ノロウイルス感染症の発生時など、感染症に応じた特別な消毒方法の適用も重要である。

### （2）ケアにかかる感染対策

ケアに関わる業務では、手洗いや標準的な予防策の徹底が不可欠である。手洗いは、血液、体液、分泌物、排泄物などに触れた後、または手袋を脱いだ後には必ず行う。さらに、感染症の有無に関わらず、湿性生体物質に接する際は、感染の可能性を考慮して適切な保護具（手袋、マスク、ゴーグルなど）を使用することが推奨される。

これらの基本的な予防策は、日常のケア業務において感染リスクを低減する上で非常に重要である。

## 5 発生時の対応

感染症が発生した場合の迅速かつ効果的な対応は、その拡大を防ぎ、職員及び利用者の健康を保護する上で重要である。以下の項目では、感染症発生時の対応策について詳述する。

### (1) 発生状況の把握

感染症が発生した場合、まずはその発生状況を正確に把握する。これには、発症者数、感染の症状、感染が疑われる日時と場所の特定が含まれる。

### (2) 感染拡大の防止

感染拡大を防ぐためには、感染したと疑われる人々の隔離、共用エリアの消毒、感染者の健康観察が必要である。感染が確認された場合、他者との接触を最小限に抑えるための措置を速やかに実施する。

### (3) 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携

感染症の発生時には、地域の医療機関、保健所、市町村の関係部署との連携が不可欠である。これには感染の報告、専門的なアドバイスの受け取り、対応策の協議が含まれる。

### (4) 行政等への報告等

感染症の発生は、関連する法令や規則に基づき、適切な行政機関へ速やかに報告する。報告には、感染者数、感染経路の推定、現在の対策状況などの詳細を含める。

### (5) 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制

感染症発生時の対応を効果的に行うためには、事業所内の連絡体制を整備し、迅速かつ明確な情報共有を行う。これには、緊急連絡網の整備、職員や利用者等への情報提供が含まれる。

## 6 当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に掲示すると共に事業所のホームページに掲載することで、いつでも職員や利用者等が閲覧できるようにする。

## 7 その他感染症対策の推進について

当事業所における感染症対策の取り組みは、その重要性和緊急性を鑑みて、管理者が専任担当者として責任を持つこととする。管理者は、感染症対策のための全ての活動の監督、調整、および実施を担当し、職員への研修、報告体制の整備、対応策の策定など、感染症対策に関連するあらゆる事項について主導的な役割を果たす。

## 附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。